

○多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱

令和元年10月7日

要綱第23号

(趣旨)

第1条 多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金(以下「補助金」という。)は、地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するために、家具類転倒防止器具を購入し、居住する住宅に設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。なお、補助金の交付については、多度津町補助条例(昭和29年多度津町条例第36号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 家具類 居住の用に供されている住宅において生活の用に供するタンス・本棚・食器棚等の家具、テレビ・冷蔵庫・電子レンジ等の家電製品その他町長が認めるものをいう。

(2) 器具 家具類の転倒防止対策を実施するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他町長が認めるものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「申請者」という。)

は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 町内に住所を有し、自らが居住する住宅に器具を設置する者

(2) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者に、町税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助の交付対象となる経費は、申請者が自ら居住する住宅に設置する器具の購入に要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、その限度額は1万円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1千円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 申請者は、多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第7条 町長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を調査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定したときは、多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金交付決定・確定通知書(様式第2号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、申請者が次の各号に該当した場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(町による調査)

第12条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、

補助金の交付を受けた者に対して家具類の転倒防止対策の実施状況等に関する調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、同日以後に購入した家具転倒防止器具について適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。